

第40期 事業計画及び収支予算書

（自 平成23年 4 月 1 日）  
（至 平成24年 3 月31日）

## 平成23年度事業計画（案）

国際商事法研究所の役割は、我が国経済の国際的発展に寄与するため、商事に関する国際的法律問題の実証的な調査・研究を行うことにある。

平成23年度は、これらの役割を一層果たすため、次の諸事業を実施する。

### ▷調査研究関係

(1) 研究委員会を開催する。

予定事業等の策定に際し、研究者の立場からの助言・検討を行なう。

(2) 研究会を開催する。

従来から継続して行ってきた研究会を引き続き開催する。開催予定の研究会は、以下のとおりである。

1. 国際通商法研究会
2. 米国・EU独禁法判審決研究会
3. CIS・東中欧法研究会
4. 中国法研究会
5. アメリカン・ロイヤーズ・クラブ
6. チャイニーズ・ロイヤーズ・クラブ
7. イングリッシュ・ロイヤーズ・クラブ
8. 国際M&A契約研究会

(3) 海外調査研究

海外の政府関係機関、大学、諸団体、ローファーム等との協力関係を深めるため、ネットワークの構築につとめるとともに、関連の各種会議等への派遣につとめる。

(4) 文献資料の収集

国際商事法務に係る国内外の文献資料の収集ならびに整備につとめ、会員及び関係者の便宜に供する。

### ▷事業関係

(1) 機関誌（含む定期購読者）「国際商事法務」（月刊）を継続刊行する。

諸外国の商事関係法制の最新動向、ならびに国際商取引に伴って生じる各種法律問題をプラクティカルな視点に立って編集し、情報提供する。

(2) マテリアルズ（随時刊）を継続刊行する。

国際商事法務に必要とされる各種原資料を厳選の上とりまとめ、予防法務の視点から実務の

参考に資する。

- (3) 購入外国雑誌内容一覧（季刊）を継続刊行する。

継続して受け入れている外国雑誌を増加するとともに、レファレンス・サービス等の充実につとめる。

- (4) 月例会を適宜開催する。

時宜にかなったトピックを選定し、広く国内外から政府機関関係者、学者、弁護士等のエキスパートをゲストに迎え、最新情報を提供する。併せて積極的な討議の場となるようにつとめる。

- (5) 研修会を定期開催する。

学者・弁護士等専門家の協力をえて、国際法務部門担当者養成のための必須基礎知識コース並びに国際法務の第一線で有用とされる実践的な内容を盛り込んだ専門知識コースを開催する。

- (6) 「英文契約法律実務相談室」を開催する。

専門弁護士による英文契約実務の領域に関する法律相談を、東京および大阪において実施する。

- (7) 米国ニューヨーク州継続法学教育提供・認定機関（認定期間／2009年9月26日～2012年9月25日）としての活動を引き続き実施し、広く関係者の便宜に供する。

#### ▷その他

運営委員会・懇談会を開催する。

事業運営、企画等について会員及び研究委員、事務局の三者が協議のため、随時開催することとする。

#### ▷総務関係

特例民法法人から一般社団法人への移行認可申請手続きをすすめる。

#### ▷広報関係

ホーム・ページを活用し、国際商事法務に係る情報を提供するとともに、当所が実施している事業の周知につとめる。